

第1回三者協議資料

(参考6)

施策に関する各団体からの要望及び回答(厚生労働省、農林水産省)

| 番号 | 項目 | 各施策に関する意見 | 団体名 | 回答 |
|----|----------------|--|------------|---|
| 1 | 認定 (同居家族認定) | ・今回の認定申請の説明では、「これまで通っていた病院がない人」は申請ができないかの誤解が生じやすい書き方になっている。油症の症状が出ていても、近くに病院がない、経済的な理由のためなど病院に行かず我慢している被害者もいるので、こうした状況を踏まえて、これまで病院にかかっていない人でも新たに医療機関の診察をうければ認定申請できることが理解できるような説明を行うよう各県担当者に周知徹底すること。 | 10団体 | 今年度の研究班で、医療従事者向けの啓発資料を作成したり、相談員に寄せられるご質問などをまとめる予定と聞いており、その中に御指摘の内容を盛り込むよう要請したいと考えております。できあがった資料については、医師会等の関係団体や都道府県に情報提供する予定としています。 |
| 2 | | ・同居家族については、戸籍が別であっても事件発生当時、事実上同居同然と認められる事例については、柔軟に対応すること。 | カネミ油症五島市の会 | 一般論として、事件発生当時、戸籍が別であっても、同居していた事実及び家族であったことを証明できれば、同居家族の認定の対象になり得る場合もあろうかと考えますが、個別判断となることから、各自治体にご相談ください。 |
| 3 | | ・油症診断基準の見直しに伴って進行中の[認定申請]の状況・結果を報告願いたい。認定申請者数と結果及び否認定の場合の理由を、新認定患者団体を含む12団体各団体に報告願いたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 認定状況については、資料4のとおりです。 なお、平成25年5月末までの同居認定の申請者数は231名、そのうち認定者は228名です。認定されていない3名のうち、2名は認定手続き中、1名は昭和44年に出生し、カネミ油を食べていないことを理由に、認定されなかったと聞いております。 |
| 4 | | ・認定・不認定の決定通知書には、その根拠は書かれておらず、PCDFとPCQの血中濃度が添えられているのみである。診断基準の「重要な所見」「参考となる症状と所見」は、活用されているのか。活用されているとすれば、なぜ記載がないのか説明すること。また、次回より、決定通知書に認定・不認定の根拠を明記すること。 | カネミ油症五島市の会 | 油症患者の認定は、「重要な所見」、「参考となる症状と所見」を含め、油症研究班が策定した診断基準に基づいて行われていると考えています。各自治体で作成されている決定通知書を見る限り、「総合的に判断した結果」などと判断の理由は記載されていると考えています。 |
| 5 | | ・同居家族認定という認定基準の緩和に伴う新認定者の数が予想を大きく下回った。また、認定作業の過程で被害者から相当数の苦情が厚労省担当に寄せられた。救済法成立以後の、実務の推移、認定作業等、そこにおける問題点について、明らかにすること。 | 10団体 | 同居家族の患者認定の申請者数が地域によって大きく異なっている事情などを踏まえると、周知不足が要因となっていると思われることから、国として、健康実態調査票と共にリーフレット(資料5)を同封し、認定患者の方を通じて周知を行っていくとともに、自治体に対しても、一層の周知を図るとともに、認定を希望される方が、必要な手続きを円滑に行えるよう必要な配慮を行うよう要請しております。 |
| 6 | | ・被害者の多くは「なにがカネミ油症の症状か」を把握していないというのが実状です。認定申請に関する国の「ご案内」の内容がわかりにくいいため、認定申請を諦めてしまうケースが少なくないので、油症研究班作成のカラー絵入りパンフレットを付けるなどして、より油症被害者に立った説明広報をするよう、各県担当者に周知徹底すること。 | 10団体 | |
| 7 | | ・被害者の中には高齢者も多く、うまく自分で請求や要望を出せない方がいます。考慮して対応していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | |
| 8 | | ・認定申請用紙の中の「私は、カネミ油症事件の発生当時、既に認定を受けた油症患者と同居し、カネミ倉庫社製の米ぬかを食べました。」の文を法律に基づいて、「食べました」から「摂取しました」に訂正すること。 | カネミ油症五島市の会 | |
| 9 | | ・医療関係者がカネミ油症の症状などを理解できるよう、医療関係者向けの「油症の手引き」を作成すること。そのために油症治療研究班内に特別チームをつくり、被害者代表も加えてよりよいものにすること。 | 10団体 | 今年度の研究班で、医療従事者向けの啓発資料を作成したり、相談員に寄せられるご質問などをまとめる予定と聞いており、できあがった資料については、医師会等の関係団体や都道府県に情報提供する予定としております。 |
| 10 | | ・油症手帳を作ること(医者に見せれば、いろいろなデータがわかるような手引書となる手帳)→油症研究班の中に特別チームを作り、被害者代表も加えて作成いただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 医療従事者向けの啓発資料については、今年度の研究班で作成予定と聞いております。なお、油症手帳については、データの記載を誰が行うか、既に医療費については、油症患者受療券が発行されていること等その実現については、課題が多いと考えています。 |

| | | | | |
|----|----------------|--|------------|--|
| 11 | 認定 (同居家族認定) | ・未認定者だけの家族への救済措置を講じて頂けるよう心からお願いしたい。 | カネミ油症関東連絡会 | <p>昨年の診断基準の見直しは、附帯決議を踏まえ、同居家族という特別な事情にかんがみ、見直されたものです。</p> <p>今後も、基本指針に定められているとおり、研究成果や検診結果等の最新の科学的知見に基づき、見直しを検討していくものと考えています。</p> <p>なお、御指摘の次世代の方や食堂での摂取者の方も、診断基準に該当する方は油症患者の認定対象となってきました。</p> |
| 12 | | ・新たな認定として「同居家族の認定」が入ったが、「事件発覚当時(1968年)認定被害者」のみに対象を限定している。しかし、現実にはその後に生まれた2世を認定しているケースがすでにある。この問題については、被害者の実態に見合っ柔軟に対応するよう要望する。 | 10団体 | |
| 13 | | ・診断基準見直しにあたって、「家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向」とあるが、「発生した当時の同居家族」に限定することで、被害者の実態との矛盾が生じる。当時同居していなかった家族、及び胎児と、その後被害者から出生した子共も油症特有の症状があり認定されている例も少なくない。平成20年度実施の健康実態調査でもその事が示されている。この実態も考慮し、発生した当時胎児であった者及び被害者から生まれた者(二世など)については[健康被害を受けた者の範囲]に含めていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | |
| 14 | | ・全国油症研究班は、救済法第11条で、「診断基準の科学的知見に基づく見直し」が求められたにも関わらず、従来の診断基準に単に「家族認定」の項目を追加したのみである。これは付帯決議に特化した改訂であり、第11条に基づく抜本の見直しは未だなされていない。診断基準はいつまでに抜本的に見直しされるのか全国油症研究班の見解を聞きたい。また、見直しに当たっては、被害者、カネミ油症に関わってきた研究者、聞き取り調査をしてきた支援者、弁護士などの意見を聞く機会を設けること。 | カネミ油症五島市の会 | |
| 15 | | ・広島油症被害者の会、及び広島カネミ油症被害者の会の被害者は、他の会と異なっており、それは、食堂で購入して食べて発生した被害者が大半を占めています。発生当時、「県と保健所・被害者」で交わった、発生検査の方法があったそうです、其れによって該当する者が、認定されて来ました。「第1回の同一家族認定の条件」に広島の患者が、県では、該当するという内容で、厚生省では、自宅で料理していないので、該当しないとの理由で、認定から外れました。食堂で購入して夕食やお弁当で食べて認定になりその後死亡された多くの方がおられます。この様な方を救う為に「被害者の会」を作っています。第1回の会議の議題として取り上げていただきますよう要望いたします。 | 広島油症被害者の会 | |
| 16 | 健康実態調査 | ・平成20年度に実施された[健康実態調査]及び今後行われる[健康実態調査]も同様の対応をお願いしたい。つまり調査結果の分析と調査結果の報告を各団体に報告願いたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 報告する予定です。 |
| 17 | | ・[平成20年度にも、油症治療研究班において、カネミ油症患者の健康状態を把握するための調査を実施した]とあるが、この調査は[厚生労働省が関係都道府県に委託]して実施された調査である。調査票の作成やその後の分析は全国油症治療研究班に委ねられたが、実施主体は厚生労働省である。今後もこのような認識では心許ない。厚生労働省も油症研究班も当事者意識を持って救済事業にあたっていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 基本指針(告示)にも「国において、油症治療研究班の協力を得て、カネミ油症患者の健康状態の実態を把握する」と記載されており、国が実施することとなっております。 |
| 18 | | ・健康実態調査にあたっては、「必要に応じて調査票の記入を介助する等の配慮を行う」とあるが、高齢者・目が見えない被害者など、何らかの理由で自己記入が困難な被害者への特段の配慮をお願いしたい、また代行等も認めていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 必要に応じて、都道府県職員が聞き取りをすることも可能です。また、ご本人の意思表示は必要ですが、代筆も可能です。調査票をお送りした都道府県にご相談ください。 |
| 19 | | ・支援金を課税対象とせず、生活保護受給者の収入と見なすことがないよう、関係地方自治体への通知を徹底していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 支援金(19万円)及びカネミ倉庫からの支給(5万円程度)ともに非課税としています。生活保護の収入認定についても、前回の健康実態調査(平成20年度)同様自立更生経費にあたり認められた額は、収入認定から除外されることとなりました。 |
| 20 | | ・健康実態調査に限定せず、被害者の実態調査を行う組織を早急に編成すること。 | 10団体 | 油症患者の方々の健康実態の把握については、基本指針に定められているとおり、従来実施してきた検診に加えて、健康実態調査により行っていくこととしております。なお、今年度の健康実態調査の調査項目等の設定に当たっては、油症研究班と連携の上、患者団体のご意向をお伺いし、できる限り反映するよう努めてまいりました。今後も、同様に対応してまいります。 |
| 21 | | ・健康実態調査に限らず、被害者の実態を調査する組織を今年度中に作っていただきたい | カネミ油症関東連絡会 | |

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| 22 | 情報提供・相談体制 | ・各県に「カネミ専用相談窓口」を開設するよう要請すること。 | 10団体 | |
| 23 | | ・カネミ倉庫による医療費の支払いについての相談に対応するとしているが、支払いの窓口を置くことも検討していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | カネミ油症の各都道府県担当窓口は、資料5のとおり設置しております。 |
| 24 | | ・食品衛生法に基づく、カネミ油症関係の報告を各県知事から上げさせること。 | 10団体 | 油症事件当時、当時の厚生省が各都道府県知事等から受けた報告を基にまとめられた資料は、昭和43年全国食中毒事件録抜粋(資料6)として作成されております。現在も認定結果等について各都道府県よりご報告いただいております。 |
| 25 | | ・カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとあるが、具体策を示していただきたい。例えば、以前は学校教育の教科書でカネミ油症の記述があったが、現在はなくなっている。医療機関や関係地方公共団体の取り組みについても具体策を示していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | <p>昨年の11月に厚生労働省のホームページにカネミ油症の概要や患者認定等について掲載したところです。</p> <p>「カネミ油症」に関する記述については、新学習指導要領に対応した高等学校現代社会、政治・経済、保健、家庭基礎、家庭総合の教科書において記述されています。現代社会、政治・経済の教科書については、学習指導要領において「個人や企業の経済活動における役割と責任」や「市場経済の機能と限界」の中で「消費者に関する問題」も扱うようになり、このことを踏まえ、教科書においては消費者問題の例として記述されています。(政治・経済の教科書については全点で記述があります。)</p> <p>また、保健、家庭基礎の教科書には、食品による健康被害の例として、例えば、「被害者の多くが、いまだ被害回復を得られていない。」等と記述されている教科書もあります。なお、我が国の教科書については、学習指導要領等に基づき、民間の教科書発行者が創意工夫を生かして著作・編集を行うものであり、教科書において個々の事項を具体的にどのように記述するかは教科書発行者の判断に委ねられています。</p> |
| 26 | | ・油症治療班の油症相談員は、人数も限られておりその制度も周知されているとは言い難い状況である。関係都道府県に少なくとも二名以上は必要であり、相談内容も健康面のみではなく、生活面の相談に対応できるような配置が望まれる。 | カネミ油症関東連絡会 | 各自治体に、ご要望を伝えます。 |
| 27 | | ・油症治療研究会議に参加する被害者代表に今後も引き続き交通費・宿泊費を出すよう、油症治療研究会議に要請すること。 | 10団体 | 患者の皆様には、これまでも研究会議の検診や臨床研究等に積極的な協力を頂いてきたところです。今回も、研究会議の会議に皆様にご出席頂く予定(旅費は研究会議が支出)と聞いております。引き続き、研究会議の研究にご協力頂きたく、必要な研究費予算を獲得できるよう努力したいと考えております。 |
| 28 | ・油症治療研究会議に被害者代表を旅費を出してきちんと呼んでいただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | | |
| 29 | ・救済法第三条第二項に謳ってある「専門的、学際的又は総合的な研究を推進」するためどのような施策を講じているのか。具体的な事例を5月末までに被害者団体に送付すること。 | カネミ油症五島の会 | 平成24年度のダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究の内容については、6月上旬に送付いたしました(資料7) | |
| 30 | ・2008年に行われた健康実態調査の分析は油症研究会に任せられたが、その分析結果はどうなっているのか。調査に協力した被害者に資料を提供すること。 | カネミ油症五島の会 | 油症研究会は、2005年以降毎年1~2回「油症ニュース」を公表し、患者の方々やマスコミの方々に研究成果等を公表しています。これらは、厚生労働省や九州大学のホームページにも掲載されています。健康実態調査の分析結果については、2012年6月の油症研究会の説明会や2012年7月発行の油症ニュースで皆様に報告されています。(資料8) | |
| 31 | ・全国油症治療班に厚生労働省より多額の研究費(年、約1億8千万円)が支給されていますが、使用明細を公表していただきたい(これまで明らかにされていなかった)。) | カネミ油症関東連絡会 | | |
| 32 | ・現在の全国油症治療班ならびにすべての、研究費が支給された組織への[研究費支給額とその明細]の公表を義務付けていただきたい。過去どのような研究に対して研究費が支給され、どんな研究成果が上がったのか等を検証し、他の研究機関にも委託して競争原理を働かせ効果を上げる施策を打っていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 平成24年度の油症研究会の研究費は、1.99億円で、資料7のような研究が行われました。研究費支給額等については、他の厚生労働科学研究と同様、総額を公表しています。なお、大半は、約560名の油症患者等の検診と治療研究の費用に充てられていると承知しております。また、平成25年度の厚生労働科学研究において、公募を行い、「母乳のダイオキシン類汚染の実態調査と乳幼児への発達への影響に関する研究」や「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発に関する研究」を実施しています。 | |
| 33 | ・[今後とも全国油症治療班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る]とあるが、ダイオキシン類被害の解明と治療法の開発のために、油症治療班だけでなく、他の研究の推進とともに助成を広げていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | | |

| | | | | |
|----|---------|--|------------|--|
| 34 | 検診 | ・例年行われている油症検診においても「家族認定」の希望者を受け入れ、「医師の意見書」への記入に協力するよう油症研究班に要請すること。 | カネミ油症五島の会 | 油症患者の認定に係る資料を提供する油症検診において、申請者のために認定に必要な意見書の記載を行うことは、検診の主旨とそぐわず困難と考えています。医師の意見書の記載に際して支障が生じた場合には、各自治体の窓口にご相談ください。 |
| 35 | | ・検診をより充実させ、被害者の立場を理解した内容のものにすること。その際、被害者の意見・要望を聞くとともに、各県の相談員の活用を一層充実させること。 | 10団体 | これまでも、研究成果や検診での自覚症状を踏まえ、PCDFや骨粗鬆症などの検診項目の追加を行ってきました。今後とも治療研究に資する有意義な内容となるよう努力してまいります。 |
| 36 | カネミ倉庫関係 | ・カネミ倉庫について、被害者間の扱いに公平さが保たれ、差別的対応がないよう、救済法の「患者の生活の質の維持向上に資する」趣旨に沿って、カネミ倉庫を指導し監視すること。 | カネミ油症五島の会 | カネミ倉庫から事業の実施状況等に関する報告を求め等、適切に対処してまいります。 |
| 37 | | ・国からカネミ倉庫に支払われた支援金額、並びに、カネミ倉庫が被害者のために支払った額などの収支内訳について被害者に毎年公開すること。 | 10団体 | 国としては、国からカネミ倉庫に支払った保管料等の支払い状況について、毎年三者協議の場で明らかにしてまいります。 |
| 38 | | ・カネミ倉庫の情報公開として、国からカネミ倉庫に入のお金と、それがどう使われるかを被害者に公表していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | |
| 39 | その他 | ・カネカが作ったPCBによって今どんなことが起こっているのか正しく認識することは、これを製造した会社の責務である。カネミ油症五島市の会は、2011年6月2日に現状を知ってほしいと社長に面談の要望書を提出したが無視されたままである。国は、このようにカネミ油症被害者の人権が踏みにじられている現状を救済法の基本理念に基づいて打開する義務がある。原因物質を作ったカネカが「カネミ油症」の苦しみを正しく理解するよう、被害者との面談機会をつくること。 | カネミ油症五島市の会 | カネカに、ご要望を伝えます。 |
| 40 | | ・国・カネミ倉庫・被害者の定期的協議について明記されているが、被害者と国、被害者とカネミ倉庫の直接協議の場も保障していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 国としては、患者団体の方々からの要望等について、これまでも、必要に応じて、対応をさせて頂いておりますが、今後ご要望がありましたら必要に応じて対応してまいります。 |
| 41 | | ・平成24年8月成立の[カネミ油症患者に関する総合的な推進に関する法]及びその救済法に基づいて策定された[基本的な指針]を、誠実に・具体的に・スピーディーに実行していくことを約束していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 法施行以降、法の目的、基本理念等に基づいて、その実施に努めているところですが、今後とも、努力してまいります。 |
| 42 | | ・被害の回復のための医療費としては、医療機関への支払いの他、通院のための交通費・付添い人にかかる費用・入院中の食事代・地域によっては宿泊費など、付随する様々な費用が発生する。指針の前文に[医療費(通院のための交通費を含む)との記述]があるが、カネミ倉庫はこれまで交通費以外の費用も支払ってきており、限定的な表現は今後の支払いに影響しかねないので避けていただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 基本指針の記述は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第6条で「カネミ油症患者に対する医療費の支払」とあることを踏まえたもので有りますが、今後の医療費の支払いの具体的な範囲については、患者団体との協議等を踏まえ、カネミ倉庫において決められるものを考えています。 |
| 43 | | ・現在、医療費の補償については、二つの方法が見受けられる。一つは、[受療券]での病院受診である。平成20年度の健康実態調査では、受療券の保有者は約半数で、保有していても利用できない者もたくさんいることが判明している。この制度は、被害者への補償制度として機能していないと言える。もう一つは、被害者が直接病院受診し窓口で治療費を支払い、後日カネミ倉庫に請求する方法である。いづれにおいても、かかった費用の全額補償が受けられないのが現状である。全ての被害者が居住地域で、自己負担なしに必要な医療を受けられるようにするための具体的な施策を提示していただきたい。 | カネミ油症関東連絡会 | 今年度の健康実態調査では、受療券の使用状況や利用できる医療機関の希望をお伺いすることとします。調査結果も踏まえつつ必要な施策を進めていきたいと考えております。 |